

10/1  
日福

### 訴訟被災被告原告

# 国の責任高裁で初認定

## 救済拡大、10億円賠償命令

東京電力福島第一原発事  
故時に住んでいた福島県、  
隣接する宮城、茨城、栃木  
三県で被災した約三千六百

判決要点  
●国と東京電力は原告3550人に計約10億1000万円を支払え  
●原告約2900人に約5億円の賠償を命じた一審判決から救済範囲を拡大  
●国と東電には津波の予見可能性があり、事故を回避できる可能性もあった  
●東電を規制する立場の国は役割を果たさなかった



五十人が国と東電に損害賠償などを求めた訴訟の控訴一審判決で、仙台高裁(上田

東電に対し、原告三千五百五十人に計約十億一千万円を賠償するよう命じた。約二千九百人への計約五億円の賠償を命じた一審福島地裁判決より救済範囲を広げた。

全国約三十件の集団訴訟で、国の責任に関する初めての高裁判断。国を被告に

東京電力福島第一原発事故の集団訴訟の控訴審判決後、「勝訴」などと書かれた垂れ幕を掲げる原告ら。30日午後、仙台高裁前で

解説 東京電力福島第一原発事故を巡る損害賠償訴訟の控訴審で、仙台高裁は国の規制権限の不行使と事故との因果関係を明確に認め、安全軽視とも言える姿勢を断罪、原発を管理していた東電と同程度の責任があると判断し

含む十三件の一審判決では七件が国の責任を認め、六件が否定し、判断が割れていた。仙台高裁は「東電を規制する立場の国が役割を果たさなかった」と厳しく指摘しており、各地の訴訟に影響を与える可能性がある。

上田裁判長は判決理由で、国と東電は原発に大津波が襲来することを予見でき、事故を回避し得たと判断。一國、東電とも経済的負担の大きさを恐れるあまり、津波の試算自体を避け

た。原発事故を巡っては、国の事故調査委員会が、規制当局(国)と東電の「なれ合い」があり、「自然災害ではなく明らかに人災」

### 「安全軽視」国の姿勢断罪

と批判していたが、法的責任については各地の地裁で判断が割れていた。仙台高裁は、津波対策を先延ばしにしていた東電の対応を「不誠実」とし、国

ようとした」と批判した。一審は国の責任が東電の半分にとどまると評価したのに対して、高裁は東電と同等に原告の損害全体に責任を負うべきだとした。

国と東電は、政府機関が二〇一二年に公表した地震予測の「長期評価」に基づいて試算すれば、〇二年末の時点で海抜十メートルの敷地を越える津波の到来を予見できた」と指摘した。その後、津波による浸水の危険性が認識されるようになったとして、対策の先送りを許し

は「東電の報告を唯々諾々と受け入れていた」と指摘。政策として原発を推進し、規制権限を持つにもかかわらず、津波対策の不備を放置した国の対応を厳しく言葉で非難した。上級審が初めて責任を認定した意味は重い。

た国の権限不行使は〇六年末の時点で許容限度を逸脱し、違法だと認定した。賠償については、国が基準を定めた中間指針を越える範囲と金額を認めた。事故が平穏な生活を侵襲したとして、旧居住制限区域の住民に三百万円、帰還困難区域に五百五十万円、二千六百人以上の原告がいる自主的避難等対象区域に最大四十三万円を上乗せした。これまで対象外だった福島県会津地方や栃木県の原告に

も最大十一万円を認めただけで、宮城県の一部や茨城県の住民の賠償請求は退けられた。

原告側は空間放射線量を事故前の水準に戻す原状回復を訴えたが、高裁は一審同様に退けた。

一七年十月の一審判決に対して原告、被告の双方が控訴。国は「津波は予見できず、事故を防ぐことも不可能だった」と反論し、東電は「国の指針に基づき賠償金を支払っている」と主張していた。

事故から九年半が経過した今も、風評被害や放射線への不安に悩む被災者は多い。国や東電は被災地を事故前の状態に戻すことができない現実を直視し、今後とも復興や被災者支援に取り組みなくてはならない。(共同・川澄裕生)